

学校における 働き方改革プラン

(令和 7 年度～令和 9 年度)



千葉市教育委員会

令和 7 年 3 月

1 プラン改編に寄せて	1
2 教職員の勤務の現状と働き方改革の取組	2
(1)教職員を取り巻く現状	
(2)令和6年度までの働き方改革プランの取組内容	
3 取組の効果検証	5
(1)時間外在校等時間の推移	
(2)ストレスチェックの結果(総合健康リスク)	
(3)教職員向けアンケート	
4 次期プランに向けた検討(令和5年度の結果より)	10
(1)「教員が担う業務の明確化・適正化」に向けた課題	
ア これまで学校が担ってきた業務の外部化について	
イ 行政が関わる業務について	
ウ 部活動の指導等について	
(2)働き方改革プランの各課における取組項目の検討	
(3)負担軽減につながった取組	
(4)専門スタッフの配置	
(5)業務・行事の見直し	
5 プランの目標	19
(1)プランの目標	
(2)数値目標	
ア 最終目標	
イ プラン3年間での目標	
6 実行プログラム(5つの柱)と具体的な取組	21
(1)実行プログラムと具体的な取組	
(2)具体的な取組	
7 着実な推進に向けて	32
(1)国への働きかけ	
(2)制度の周知と協力	
(3)進捗管理	
8 参考資料	33

1 プラン改編に寄せて

学校における働き方改革「元年」といえる平成31年に、本市では教職員の働き方改革に向けた教育委員会としての方針や具体的方策を盛り込んだ「学校における働き方改革プラン」を策定し、同年4月より施行しました。現在に至るまで、市全体としての在校等時間の減少など、一定の効果は見られたものの、依然として長時間勤務の教職員が多い実態も明らかとなっています。令和5年8月28日に、中央教育審議会より「教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策（提言）」を踏まえ、今回2度目のプラン改編を行うこととなりました。

本市では、平成23年度以降「学校現場の勤務負担軽減検討会」を立ち上げ、会議や行事の削減、事務の効率化、各種非常勤職員や支援員の配置、学校徴収金の公会計化などを進めてきました。勤務負担軽減に一定程度の効果は見られたものの、教職員の時間外在校等時間の削減には結びついていない状況にあったため、「学校における働き方改革プラン」を策定し、限られた時間の中で、教職員が日々の生活の質や教職人生を豊かにしつつ、自らの人間性や創造性を高め、子どもたちに効果的な教育活動を行うことができる状況を目指して取組を進めてきたところです。

最初のプラン改編から3年、「千葉市教育委員会調査等文書削減プロジェクト」や「公立学校教職員のメンタルヘルスに関する調査研究事業」など新たな取組も行っております。これらの効果も徐々に現れていますが、学校に求められる役割が複雑・多様化するとともに、新たな教育的課題への対応も必要となっており、学校教職員の時間外勤務の状況は改善傾向にありますが、依然として長時間勤務の教員が多い状況です。引き続き、本市教職員一人一人が、心身の健康を保持しながら児童生徒と向き合う時間を少しでも確保し、教職員の働き甲斐を高めていく必要があります。

働き方改革には特効薬はないといわれています。本市では、プランの改編により、一つ一つの取組みを着実に積み重ねていくことで、教職員の負担軽減とともに教育の質の向上を図っていきます。

千葉市教育委員会

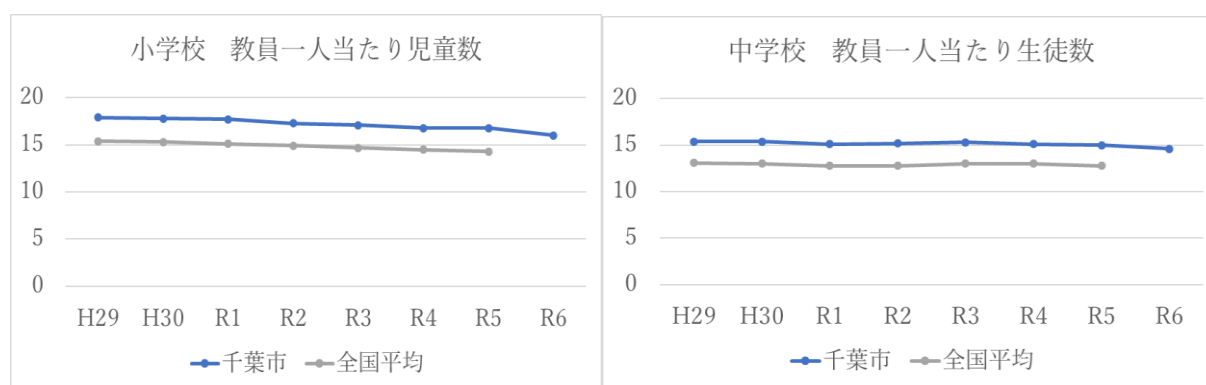
2 教職員の勤務の現状と働き方改革の取組

(1) 教職員を取り巻く現状

小学校では、令和2年度の2年生から段階的に1学級当たりの児童数の標準が40人から35人に引き下げられ、それに伴い教員一人当たりの児童生徒数は横ばいないし微減傾向にあり、中学校ではここ数年大きな増減は見られない状況です。しかしながら、学校では不登校・特別支援学級や通級指導教室の増設、特別に配慮を要する児童生徒の増加、GIGAスクール構想に対応した授業準備に加え、コロナ前に行事が戻りつつあるなど、学校現場では、業務が多岐にわたっており、業務量は増えている状況です。

病気休職又は1か月以上の病気休暇を取得する教職員数には増加傾向が見られます。本市の傾向として、過重労働との顕著な相関関係は確認できませんが、一般的に、長時間勤務により睡眠時間が短くなると、脳・心臓疾患の罹患率が高くなることが知られており、心身の健康保持のため、引き続き過重労働の抑制に努める必要があります。

令和7年4月より「第2期 千葉市女性職員活躍推進プラン」が施行されます。これにより、年次有給休暇や育児休業を継続して取得できるよう促進していきます。



・教員一人当たり児童生徒数

	小学校		中学校	
	千葉市	全国平均 (公立)	千葉市	全国平均 (公立)
平成29年	17.9	15.4	15.4	13.1
平成30年	17.8	15.3	15.4	13.0
令和元年	17.7	15.1	15.1	12.8
令和2年	17.3	14.9	15.2	12.8
令和3年	17.1	14.7	15.3	13.0
令和4年	16.8	14.5	15.1	13.0
令和5年	16.8	14.3	15.0	12.8
令和6年	16.0	—	14.6	—

・教員定数

	小学校	中学校	計
平成29年	2,717	1,554	4,271
平成30年	2,698	1,515	4,213
令和元年	2,687	1,530	4,217
令和2年	2,706	1,507	4,213
令和3年	2,690	1,504	4,194
令和4年	2,717	1,501	4,218
令和5年	2,719	1,514	4,233
令和6年	2,771	1,514	4,285

・児童生徒数 ※令和6年度より稲毛国際中等教育学校は中学校に含む

	小学校			中学校		
	学校数	学級数	児童数	学校数	学級数	生徒数
平成 29 年	111	1,823	48,535	55	767	23,994
平成 30 年	111	1,812	48,142	55	752	23,330
令和 元 年	111	1,799	47,435	55	760	23,090
令和 2 年	110	1,781	46,722	55	754	22,844
令和 3 年	108	1,765	45,943	54	762	22,989
令和 4 年	108	1,763	45,619	54	756	22,638
令和 5 年	107	1,752	45,588	54	752	22,763
令和 6 年	107	1,760	44,203	54	748	22,054

・不登校児童生徒数の推移 ※令和2年度は休校・コロナ感染回避のための出席停止扱い等の影響も想定

H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
1,025	1,135	1,236	1,086(※)	1,290	1,637	2,142

・特別支援学級・通級指導教室の児童生徒数の推移 ※令和6年度は5月1日現在

H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
1,553	1,583	1,737	1,828	1,829	1,909	2,029	2,142

・病気休暇取得数の推移

	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
病気休職者	28	35	45	31	45	42	41
1か月以上の病気休暇取得者	43	56	52	58	59	62	67
計	71	91	97	89	104	104	108

・年次有給休暇取得日数の状況の推移

H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
16	16	14	11	18	17	18

・男性育児休業取得月数 ※各年度新たに育児取得可能となった者

	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	16	計 (月数)
R4	84	9	0	2	3	4	5	1	0	0	0	1	4	1	114(人)
月*人数	0	9	0	6	12	20	30	7	0	0	0	11	48	16	159
R5	62	7	2	3	3	5	2	1	1	2	2	3	7	0	100(人)
月*人数	0	7	4	9	12	25	12	7	8	18	20	33	84	0	239

※「新たに男性育児休業取得可能となった者」とは、その年度に新たに子どもが生まれた者

長期（6か月以上）の育児休業を取得した人数と割合			育児取得可能者1人当たりの育児取得月数	
	人数	長期取得者/取得可能者		育児取得月数/取得可能者
R4	12	10.5%（12/114）	R4	1.39月（159月/114人）
R5	18	18.0%（18/100）	R5	2.39月（239月/100人）

(2) 令和6年度までの働き方改革プランの取組内容

ア 平成30年度

- ・運動部活動ガイドラインの策定・運用開始
- ・文化部活動ガイドラインの策定
- ・教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）の配置（モデル校3校）
- ・部活動指導員の配置

イ 令和元年度

- ・文化部活動ガイドラインの運用開始
- ・自動応答電話機の導入及び閉庁時間の設定
- ・民間スイミングスクールの委託化
- ・教職員出退勤管理システム「打刻ちゃん」運用開始

ウ 令和2年度

- ・外部コンサルによるモデル校2校での業務改善支援
- ・第2次CABINETシステムの運用開始(総合型校務支援システム「Te-Comp@ss」導入)
- ・学校閉庁日の設定(夏季休業期間)
- ・教員業務支援員、専科非常勤講師の配置拡充

エ 令和3年度

- ・学校・家庭間連絡システム「すぐーる」の運用開始
- ・令和2年度のモデル校での取組みを各校に水平展開
- ・学校閉庁日の拡充(冬季・秋季休業期間)
- ・教員業務支援員、専科教員、専科非常勤講師の配置拡充

オ 令和4年度

- ・改編した働き方改革プランの運用開始
- ・第3次CABINET導入にかかる契約締結
- ・教員業務支援員の全校配置維持
- ・専科教員、専科非常勤講師の配置拡充

カ 令和5年度

- ・教員業務支援員の全校配置維持
- ・教頭複数配置の拡充(4校)
- ・正休補教員の拡充(2名に拡充)
- ・専科教員、専科非常勤講師の配置拡充
- ・ステップルームティーチャー配置【非常勤】(小4校、中2校)

キ 令和6年度

- ・働き方改革プラン(5つの柱)の運用開始
- ・教員業務支援員の全校配置維持
- ・正休補教員の拡充(6名に拡充)
- ・専科教員、専科非常勤講師の配置拡充
- ・小学校生徒指導担当教員、
- ・ステップルームティーチャー【非常勤】配置拡充(小7校)
- ・ステップルームティーチャー【常勤】配置(中3校)
- ・教頭業務支援員(教頭マネジメント・サポーター)の配置(2校)
- ・第3次CABINETシステム運用開始

3 取組の効果検証

(1) 時間外在校等時間の推移

<在校等時間と時間外在校等時間>

「超勤4項目(※)」以外の業務を行う時間を含め、教員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握できる時間を「在校等時間」とし、勤務時間管理の対象としています。

本市においても、教育委員会規則により、令和2年4月に在校等時間の上限を「1か月45時間、1年間360時間」と定めています。

なお、これまで超過勤務を示す「在校等時間」としてきたものは、実際には【在校している時間】から【勤務時間(7時間45分)】を減じたものであるため、今後は「時間外在校等時間」と表現することとします。

<※超勤4項目とは>

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(給特法)が例外的に超過勤務を認めている以下の4つの項目をいいます。

- ・「校外学習その他生徒の実習に関する業務」
- ・「修学旅行その他学校の行事に関する業務」
- ・「職員会議に関する業務」
- ・「非常災害の場合、児童又は生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする場合その他やむを得ない場合に必要な業務」

【(全校種)年度ごとの時間外在校等時間の推移】

(時間)

	全校種	小学校	中学校	高等学校	特別支援
平成29年度	49	42	71	56	27
平成30年度	54	47	70	57	33
令和元年度	49	42	60	46	30
令和2年度	45	43	49	36	29
令和3年度	44	43	49	39	30
令和4年度	41	38	47	39	27
令和5年度	37	35	43	36	25

【校種ごとの時間外在校等時間の推移】 ※令和4年度より学校事務、技能員を追加

		校長	副校長 教頭	主幹教諭 教諭 講師	養護 教諭	栄養 教諭	栄養士	学校 事務	技能員
小学校	令和元年度	33	62	43	31	32	34	—	—
	令和2年度	35	60	43	31	31	33	—	—
	令和3年度	38	61	42	31	34	33	—	—
	令和4年度	37	60	41	30	30	32	28	16
	令和5年度	35	59	37	27	28	30	26	15
中学校	令和元年度	38	74	61	33	15	18	—	—
	令和2年度	37	61	49	34	26	14	—	—
	令和3年度	37	62	50	34	21	14	—	—
	令和4年度	38	63	50	32	34	18	30	16
	令和5年度	37	59	45	29	31	18	28	16

プランの時間外在校等時間の削減目標は令和元年度の49時間から、-10時間の39時間としておりました。令和5年末に37時間となり、目標を達成いたしました。

令和2年度は新型コロナウイルス感染症対策として休校期間が設けられたことに加え、部活動や各種行事について中止・縮小等が重なったことの影響も考えられます。これ以降、学校行事や部活動など活動期間の削減の影響もあることから、削減された時間のすべてが働き方改革によるものとは言い切れない状況でした。しかしながら、令和5年の5月に新型コロナウイルス感染症対策が5類に移行し、学校教育活動がコロナ禍以前の形に戻りつつある中、年度末の時間外在校等時間は各校種、職種とも減少傾向は継続し、全体では初めて40時間を下回る結果となりました。

・校種別の時間外在校等時間を令和元年度と令和5年度とで比較をすると、

小学校 -7時間、中学校 -17時間、高校 -10時間、特別支援 -5時間

となり、全体的に減少している中で、特に中学校での時間外在校等時間の減少が顕著です。

・職種別にみると、副校長、教頭の時間外在校時間が突出して長くなっています。

・時間外在校等時間が45時間/月 超の教職員の割合 (%)

	全校種	小学校	中学校	高等学校	特別支援
令和元年度	52.4	45.5	67.1	47.4	15.6
令和2年度	48.2	45.8	58.5	25.4	13.1
令和3年度	47.9	44.5	56.8	35.5	14.2
令和4年度	47.5	41.0	56.6	38.6	12.6
令和5年度	42.3	38.8	53.1	34.5	11.7

・時間外在校等時間が80時間/月 超の教職員の割合 (%)

	全校種	小学校	中学校	高等学校	特別支援
令和元年度	10.0	2.3	23.8	16.5	0
令和2年度	3.5	1.9	6.4	5.2	0
令和3年度	4.7	1.5	8.7	5.1	0
令和4年度	3.3	1.3	7.3	3.2	0.5
令和5年度	3.0	1.2	7.0	5.0	0.5

令和5年度の教職員の時間外在校等時間は、月平均45時間を超える割合が全体で42.3%となり、令和元年度との比較では、10ポイント改善しています。ここ5年間の比較では、中学校で14ポイント、高校で13ポイントの改善となりました。

時間外在校等時間が月平均80時間を超える割合は、全体で3.0%となっています。全校種トータルで見ると、年度ごとに数値は改善しており、一定の成果はあげられているものの、最終目標は、時間外在校等時間の月平均が80時間を超える教職員がゼロとなっていることから、現状は更なる改善が必要です。

(2) ストレスチェックの結果（総合健康リスク）

ストレスチェックの結果は、全校種において全国平均と比較して良好なものとなっており、調査年ごとにばらつきはありますが、平成29年度の数値から改善しています。

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	ストレスチェック＜健康リスク値＞ 健康リスク値とは厚生労働省の健康プログラムにおいて、組織の中でストレスによる健康問題が発生するリスクを推定した数値です。 全国平均を100として、110なら10%、120なら20%程度リスクが高い状態とみることができます。120を超える程度になると、実際に健康問題が顕在化してくる可能性が高いとされています。
全 国 平 均	100	100	100	100	
平成 29 年度	91	90	103	98	
平成 30 年度	90	88	103	93	
令 和 元 年 度	87	89	106	88	
令 和 2 年 度	87	87	91	82	
令 和 3 年 度	85	85	96	90	
令 和 4 年 度	84	88	91	92	
令 和 5 年 度	82	89	103	85	
令 和 6 年 度	80	86	98	80	

(3) 教職員向けアンケート

これまでの取組の効果、業務の実態把握、次期プランへの取組項目等についての意識調査のため、教職員対象に「働き方改革についてのアンケート」を実施しました。働き方改革の取組に関心を寄せ、業務の時間を割いて回答していただいた方の意見を受け止め、プランに反映していきます。

(実施期間 令和6年6月24日(月)～7月12日(金) 回答数 2,047 回答率 42.1%)

【働き方改革の効果について】

・全体的な取組の効果

今の仕事にやりがいを感じているか	とても感じている	感じている	やや感じている	どちらともいえない	あまり感じていない
	18%	45%	23%	9%	5%

昨年度の同時期と比較して、時間外在校等時間についてどう感じるか	増えた	変わらない	減った	わからない	昨年度勤務なし
	29%	44%	19%	3%	5%

働き方改革を意識しながら 業務を進めているか	意識 できている	どちらかといえば 意識できている	あまり 意識できていない	全く 意識できていない
	16%	48%	31%	5%

・児童生徒と向き合う時間の確保

学校における働き方改革の取組により、児童生徒と向き合う時間が確保できたか

小学校	十分確保できた	確保できた	あまり 確保できていない	確保できていない
	3%	41%	48%	8%

中学校	十分確保できた	確保できた	あまり 確保できていない	確保できていない
	2%	35%	52%	11%

高校・特別支援学校	十分確保できた	確保できた	あまり 確保できていない	確保できていない
	0%	41%	55%	4%

働き方改革の効果について、9割弱の教職員が今の仕事に「やりがいがある」と感じていると回答しています。

昨年の同時期と比べて時間外在校等時間についてどのように感じているかとの質問に対しては、「勤務時間が増えた」と回答した割合が、3割弱となりました。様々な働き方改革の取組を行っているところですが、令和5年5月に新型コロナの感染症対策が5類へと移行となり、それまで自粛もしくは規模を縮小するなどして実施していた学校行事や儀式などが、徐々にコロナ前に戻りつつある状況も反映されていると考えられます。

時間外在校等時間が増えたと感じる教職員がいる中、働き方改革を意識しながら業務を進めている教職員や、働き方改革の取組により業務の負担軽減があったと回答している教職員も一定数おり、徐々にではありますが、働き方改革が確実に進められていることがわかりました。

児童生徒と向き合う時間が確保できているか、同様に調査を行ったところ、各校種とも、確保できたと回答した割合は5割に届かない結果となりました。働き方改革プランを確実に遂行していくためには、本市教職員一人一人が、心身の健康を保持しながら児童生徒と向き合う時間を少しでも確保する必要があります。

また近年は、教員採用選考の志願倍率が低下の一途をたどっております。この傾向は全国的なものではありますが、多くの志願者が千葉市で教員になりたいと思ってもらえるよう、働き方改革を進めるとともに、千葉市で働くことのよさを発信していきます。

〈教員採用試験倍率【千葉県・千葉市】〉

	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
小	2.6	2.7	2.5	2.3	2.1	2.0	1.7	1.5	1.4
中・高	5.1	5.0	4.9	4.2	3.7	4.2	4.1	2.9	2.8

【教員採用プロモーション事業について】

令和6年度より、新規事業として千葉市教員採用プロモーション事業を展開しています。

教員採用選考志願者数は年々減少しており、千葉市が求める人材の確保が難しい状況です。全国的な傾向として、教職課程を選択する学生自体の減少に加え、進路変更による途中離脱が増えている傾向にあります。その理由としては、学生が教職に対してネガティブなイメージを持ってしまっていたり、在学時の企業インターンシップ参加によるキャリアチェンジをしたりすることが影響していると考えられます。そのほか、各都道府県（特に関東圏）での教員免許取得予定者を巡る競合や、民間企業への就職希望者増加なども影響しています。

昨今の報道等から、長時間労働や休暇の取りづらさ、低待遇など、教員に対するネガティブなイメージが広がっている状況です。教員の本当の魅力が伝わっていないため、現在行われている働き方改革のPRはもちろんのこと、イメージを払拭することに取り組んでいます。「千葉市の魅力」、「千葉市の働き方」など、ホームページ上で、千葉市ならではの特徴や働き甲斐を発信することなどで、教員として千葉市で働くことを強く希望する人材の確保に努めています。

また近年、学校現場で大きな負担となっている人員不足（代替講師の欠員等）解消に向けて、プロモーション事業の「就職フェア」「転職フェア」を活用します。これらの取組により、全国から教員志望の人材を一人でも多く確保し、学校現場の負担軽減につなげていきます。講師登録説明会については、説明会の開催に関する告知・広報活動を特に強化し、商業施設へのポスター掲示、学校・家庭間連絡システム「すぐーる」での配信、千葉市LINEアカウントからの発信、区役所設置のデジタルサイネージへの掲載に新たに取り組みました。各校の勤務実態を把握し、学校現場の困り感に寄り添えるよう、千葉市で教職員として勤務したいという人材を一人でも多く採用し、学校現場に送ることで勤務負担軽減につなげていきたいと考えています。

千葉市教員採用プロモーション事業の取組

- ・マイナビ 2026（WEB・DM 配信）
- ・CAT 便発送（10,000 件）
- ・就職フェア（千葉・海浜幕張）
- ・転職フェア（宮城・仙台）
- ・オンライン特別セミナー告知（紙媒体）、（WEB）
- ・PR 動画スライド
- ・パンフレット
- ・ポスターリーフレット
- ・千葉都市モノレール天井広告
- ・プレティーチャーズフェア（ポートプラザ千葉）

教員確保のためのその他の取組

- ・千の葉の先生養成塾（千葉県と合同実施）
- ・奨学金返還サポート事業
- ・教員採用選考の資格要件の見直し

千の葉の
先生になる

千葉市で花ひらく
教員ライフ。

4 次期プランに向けた検討（令和5年度の結果より）

（１）「教員が担う業務の明確化・適正化」に向けた課題

これまで学校・教員が担ってきた業務については、中央教育審議会により次のⅠ～Ⅲのとおり整理されています。

Ⅰ、Ⅱに分類される業務については、業務の担い手を学校以外の者に移行するに当たって懸念される諸課題について、引き続き丁寧に検討を進めていくとともに、Ⅲの業務について、対応可能な業務の洗い出しとともに、より積極的に見直しを図っていく必要があります。

Ⅰ 基本的には学校以外が担うべき業務	Ⅱ 学校の業務だが、必ずしも教員が担う必要がない業務	Ⅲ 教員の業務だが、負担軽減が可能な業務
Ⅰ－１ 登下校に関する業務 ・セーフティウォッチャーや、保護者・地域の協力による活動ではカバーしきれない部分がある Ⅰ－２ 夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応 ・地域・保護者の参加・協力を得て行っているが、すべてを学校以外に任せるには受け皿等の課題が多い Ⅰ－３ 学校徴収金の徴収・管理 ・公会計化が進んだ給食費以外の徴収金がなお課題であり、携わることの業務が限られている	Ⅱ－１ 調査・統計等への回答等 ・調査等文書削減プロジェクトにより担当の負担は軽減 Ⅱ－２ 休み時間における対応 ・事故等の場合を考えると教員以外に任せにくい ・受け皿等にも課題 Ⅱ－３ 校内清掃 ・教員業務支援員の活用による負担軽減 ・外部化には財源等に課題 ・清掃も生活指導の一環との考え方 Ⅱ－４ 部活動 ・部活動地域移行実証事業の展開 ・部活動ガイドラインの運用 ・部活動地域展開のための指導者の掘り起こし	Ⅲ－１ 給食時の対応 ・食に関する指導の一環であり、教員が主導する必要があるが、配膳・下膳時には教員業務支援員の活用により負担軽減を図る Ⅲ－２ 授業準備 ・本来は教員が行う重要な業務であるが、一部教員業務支援員等専門スタッフの活用も検討 Ⅲ－３ 学習評価や成績処理 ・専科非常勤講師や教員業務支援員の活用により印刷や採点補助等の負担軽減 ・水泳外部委託等による負担軽減 ・ICTの活用による業務の効率化 Ⅲ－４ 支援が必要な児童生徒への対応 ・介助員等の配置により負担軽減



Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ
1・2 保護者・地域の理解を得ながら、段階的に負担を軽減 3 学校徴収金の負担軽減策 については、例えば教頭業務支援員の業務内容の改善など引き続き検討が必要	1 従来の紙での提出からデータへと移行し、更なる負担軽減とペーパーレス化を進める 2・3 一部教員業務支援員等専門スタッフの協力を得ながら負担を軽減 4 部活動の完全地域展開（移行）を、まず休日からはじめるとともに平日の地域展開に向けて課題を明らかにする	1 引き続き、業務の見直し・行事の見直しを推進 2 一部教員業務支援員等専門スタッフの協力を得ながら負担を軽減 3 在校等時間の範囲内で教育的効果を踏まえて優先順位をつけて実施。AIドリルなどを活用し、教員の負担軽減や児童生徒の学びの質の向上につなげる

ア これまで学校が担ってきた業務の外部化について

①登下校に関する業務など

現在学校では、セーフティウォッチャーや保護者、地域の協力を得て、児童生徒の登下校の安全確保に努めています。特に朝の時間帯は教職員が学校外で登校指導を行うのは難しい状況であり、セーフティウォッチャーが見守り活動を行っていますが、児童生徒の安全確保の観点から、全てを学校外に頼るのは難しく、これらの活動には学校が引き続きかかわる必要があります。

登下校に関する業務について、本市では、教員業務支援員の業務として登下校時、休み時間等の児童生徒の見守りも加えております。今後もセーフティウォッチャーなどの外部人材を増やすために、保護者や地域住民への周知や学校支援地域本部との連携を強化し、子どもたちの見守りについて協力を依頼していきます。

また、その後の児童生徒指導や家庭の状況により学校が対応したほうがよい場面も想定できますが、夜間の指導や児童生徒が補導された時については、基本的には学校以外（各家庭等）が担うべきとされています。

②学校徴収金の徴収・管理

令和7年4月より学校徴収金会計管理システム（購買マネージャ及び出納管理）が全市一斉に運用開始となります。

これまで学校徴収金の会計管理は、購入計画から支払いまでをシステムとは別の Excel ファイルで行っていました。新たな管理システムの導入により、これらが一つのシステム内で完結します。また、児童生徒一人一人の出納管理も適正に行うことができます。

③休み時間における対応

学校には、休み時間における児童生徒の事故等を未然に防止するため、死角を作らないなどの措置を講ずる必要があります。また、休み時間の様子の観察により、児童生徒の抱える課題への早期対応の可能性が少なくないことから、現状は教職員が対応せざるを得ないのが現状であると考えます。

実際に、学級内で個別の支援を要する児童生徒も増加傾向であることから、教職員の負担軽減につながるよう、専門スタッフの配置の充実が求められています。

④校内清掃

清掃も生徒指導の一環であると考え、教育的効果を踏まえつつ、学校の実情に応じて回数や範囲、時間等を設定する必要があります。

教員業務支援員の全校配置により、業務の一部は負担軽減が図られるようになりましたが、更なる負担軽減のためには清掃の外部委託など、抜本的な取組が必要であり、受け皿や財源等の課題があります。

イ 教育委員会全体で取り組む業務について

①調査等文書削減プロジェクト

教育委員会から学校に対する調査等の発出状況等について、現状を把握の上、調査等に係るルール・実施方法を改めて検討するとともに、調査等の見直し・削減を推進します。

- ・教育委員会から学校現場へ発出している調査文書を見直し、削減や提出方法・回答の簡素化を図ります。
- ・年間の調査者等についてリスト化し、業務の見通しが持てるようにします。
- ・学校配信メールの送信ルールを徹底します。
- ・参加・作品募集・行事開催チラシ等の削減を図ります。

②部活動

部活動の地域展開（移行）の実証事業をとおして運用上の課題を表出し、地域クラブ活動のあり方を検討していきます。また、部活動ガイドラインの運用、部活動指導員等の活用により、教員の負担軽減を図っていきます。

一方で、部活動はスポーツや文化、科学等に親しみ、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られる必要があります。

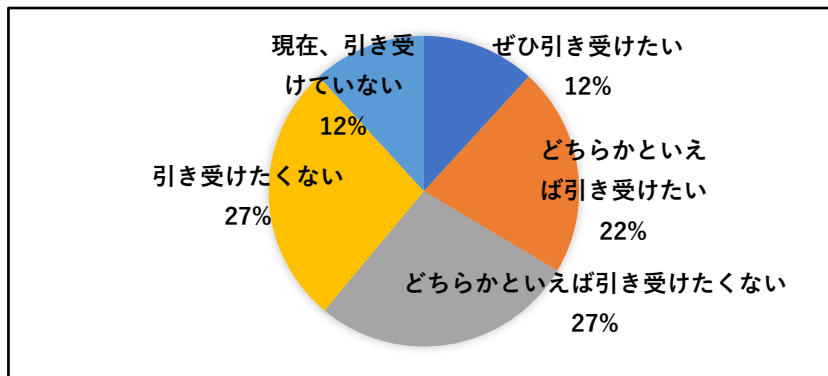
部活動は教員の長時間労働の大きな要因であるとともに、指導を負担に感じている者も多いため、地域や関連団体との連携を更に進めるとともに、平日の部活動の地域展開（移行）も含め、在り方そのものを考えることが、長時間労働解消のための方策とも考えることができます。

ウ 部活動の指導等について

中学校・中等教育学校・高等学校における部活動の指導等についてアンケートを行った結果は次のとおりです。

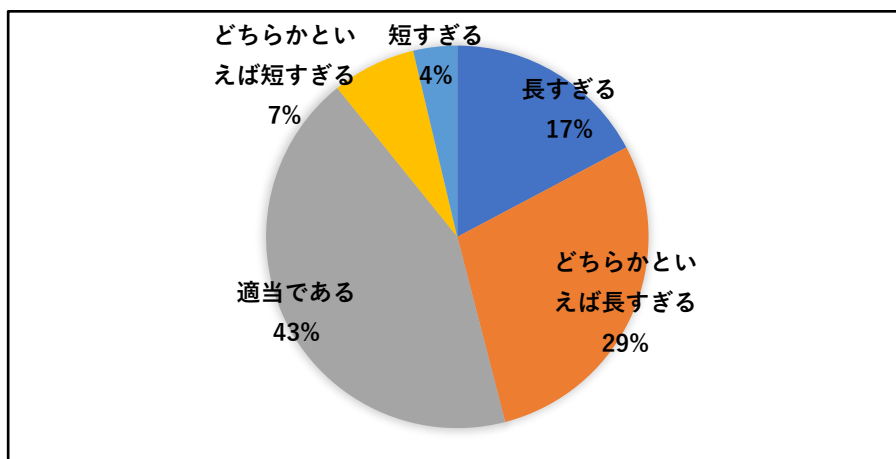
（学校における働き方改革に関するアンケート調査より）

部活動の指導をすることについて



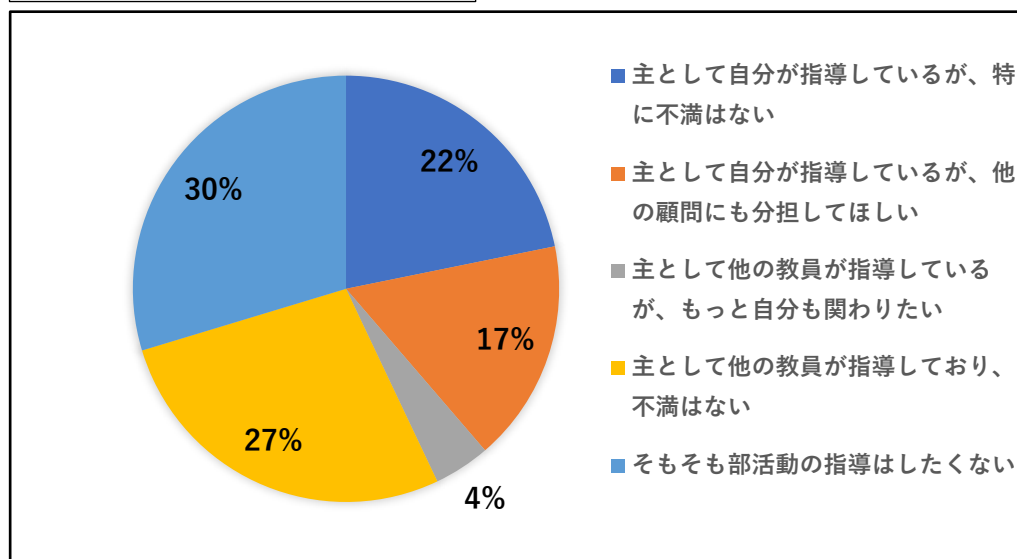
中学校・高等学校では、部活動の顧問について「ぜひ引き受けたい」「どちらかといえば引き受けたい」が 34%であり、指導をすることについて、意欲的に考えている職員は4割に満たないことがわかります。その一方、「どちらかといえば引き受けたくない」「引き受けたくない」「現在引き受けていない」を合わせると 66%であることから、顧問を引き受けることに対して否定的な考えを持つ教員は、肯定的な考えを持つ教員の約2倍であることがわかります。

部活動の活動時間について



部活動の活動時間について「長すぎる」「どちらかといえば長すぎる」と回答した職員が46%「適当である」と回答した職員が43%であり、否定的（「長すぎる」「どちらかといえば長すぎる」）と肯定的（「適当である」）が同程度の割合でした。

部活動の指導の分担について



部活動の指導分担について「そもそも部活動の指導はしたくない」「自分が指導しているが分担してほしい」と回答した職員が合わせて47%であり、顧問を担当することに、負担感を持っている職員が、全体の約半数を占めていることがわかります。

【部活動地域展開（移行）について】

少子化が急速に進む中、全国的に部活動の維持が困難になりつつあります。そのため部活動を地域でのクラブ活動へと転換する地域展開（移行）の取組みが全国で行われています。

本市では、まずは学校にある部活動のうち、休日に行う活動について、学校が関わらない形で運営を行う地域クラブ活動とすることを目指しています。

平日は当面の間、部活動としての活動が継続されることとなりますが、少なくとも休日はしっかりと休める体制を構築したいと考えています。

なお、国は令和5年度から7年度までを「改革推進期間」とし、休日の地域展開を進めるように求めています。さらに、8年度から13年度までを「改革実行期間」とし、平日部活動の地域展開を進めるように求めています。

教育だよりちば（2024.1）より

部活動地域移行への挑戦、始まっています！

中学校の部活動を学校単位での活動から、地域での活動へと移行する部活動地域移行の取組みを昨年10月から開始しましたので、その様子をご紹介します。

現在の取組み

18校・24の部活動を対象として、休日の活動において実証事業を行っています。（期間：10月～2月）
顧問の教職員に代わって、競技経験の豊富な地域の方などが生徒に専門的な指導を行います。

今後の方針について

令和7年度までに対象の学校と部活動を増やし、令和8年度中に、市立中学校の休日にあけるすべての部活動で地域移行を実施する計画です。

（２）働き方改革プランの各課における取組項目の検討

次期プランの各課の取組項目については、「チーム学校推進委員会」において、各課より進捗状況を報告し、これからの取組予定等について、意見交換をしています。次期プランに向けても、これまでの取組をベースにして、取組項目を決定していきます。

①学校家庭間連絡ツールの活用促進	…学事課
②CABINET、CHAINS、ギガタブの連携	…教育改革推進課・教育センター
③ともしび・本だな	…教育指導課
④部活動の段階的な地域移行、各種大会等	…保健体育課
⑤教職員のメンタルヘルス対策の促進等	…教育給与課
⑥保護者や地域の啓発、働き方改革好事例の発信等	…企画課
⑦研修履歴記録簿を活用した教職員研修	…教育センター
⑧特別支援教育専門スタッフの配置と指導・支援の拡充	…養護教育センター
⑨在校時間の把握とプラン達成のための手立て等	…教育職員課

（３）負担軽減につながった取組

学校において、負担軽減につながった取組を調査しました。

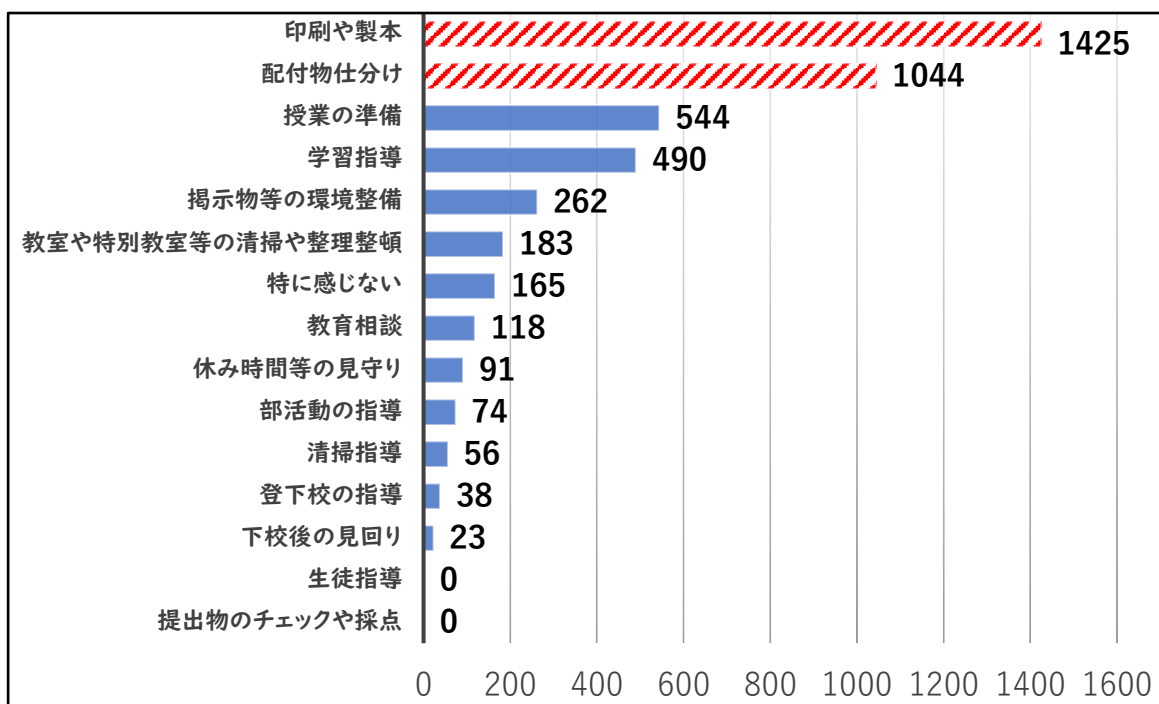
（学校における働き方改革に関するアンケート調査より）

負担軽減につながった取組

	全体	小学校	中学校	高等学校	特支学校
教員業務支援員の配置	1203	805	372	4	22
すぐーるの活用	1171	787	365	0	19
行事の見直し	920	672	222	1	25
自動応答電話の設置	773	551	207	1	14
専科教員・専科指導のための非常勤講師の配置 (小)	555	552	2	0	1
ギガタブ、CABINET 等の ICT 環境整備	365	224	136	1	4
学校閉庁日の拡充（有給休暇の取得促進）	321	177	134	0	10
部活動ガイドラインの設定	269	15	246	3	5
水泳指導の民間スイミングスクールへの委託(小)	245	232	11	0	2
スクールカウンセラーとの連携	103	48	51	1	3
部活動指導員の配置	83	3	79	1	0
スクールソーシャルワーカーとの連携	30	10	17	0	3
地域人材を活用した業務支援	21	14	7	0	0
スクールロイヤーによる学校サポート	21	7	13	0	1

全体では、上位が「教員業務支援員の配置」、「すぐーるの活用」、「行事の見直し」で、小学校の上位はこれに次いで「専科教員・専科指導のための非常勤講師の配置」「自動応答電話の設置」が続きました。中学校では、「部活動ガイドラインの設定」が上位の３番目という結果になりました。

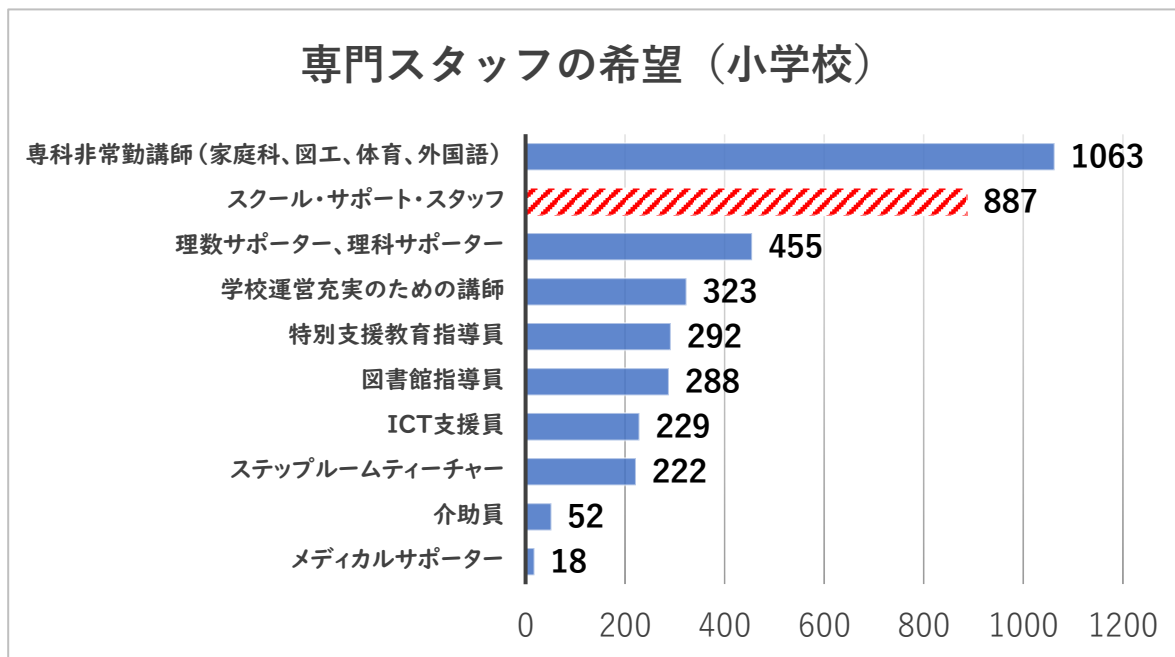
専門スタッフ配置による負担軽減した業務



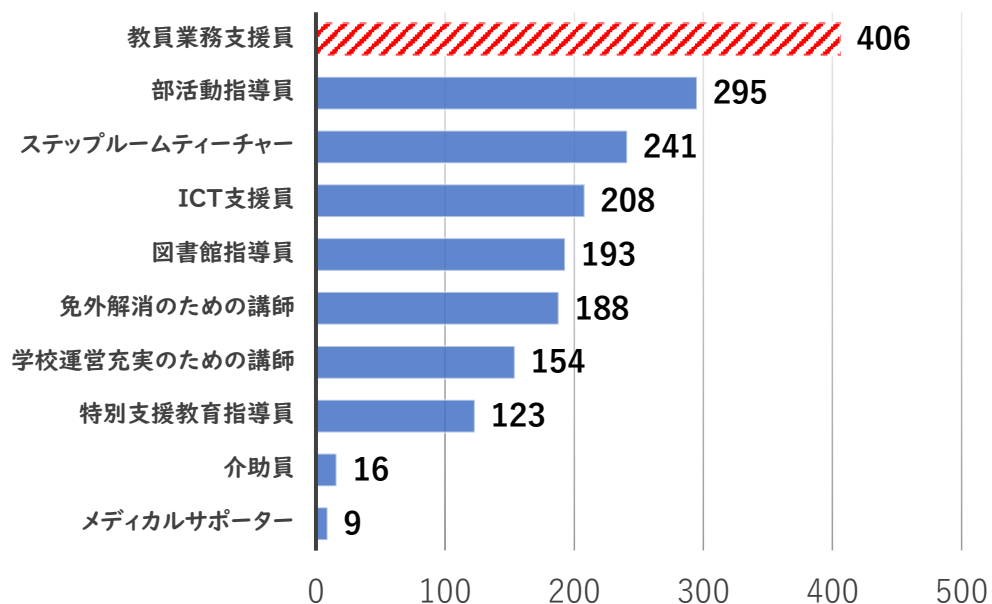
「印刷や製本」「配付物仕分け」が突出して上位となりました。これらは、教員業務支援員の主な業務であり、専門スタッフとしての教員業務支援員の配置により、負担軽減を感じている職員が多くいることがわかりました。

(4) 専門スタッフの配置

今後の専門スタッフの配置希望についても併せて調査しています。



専門スタッフの希望（中学・中等教育学校）

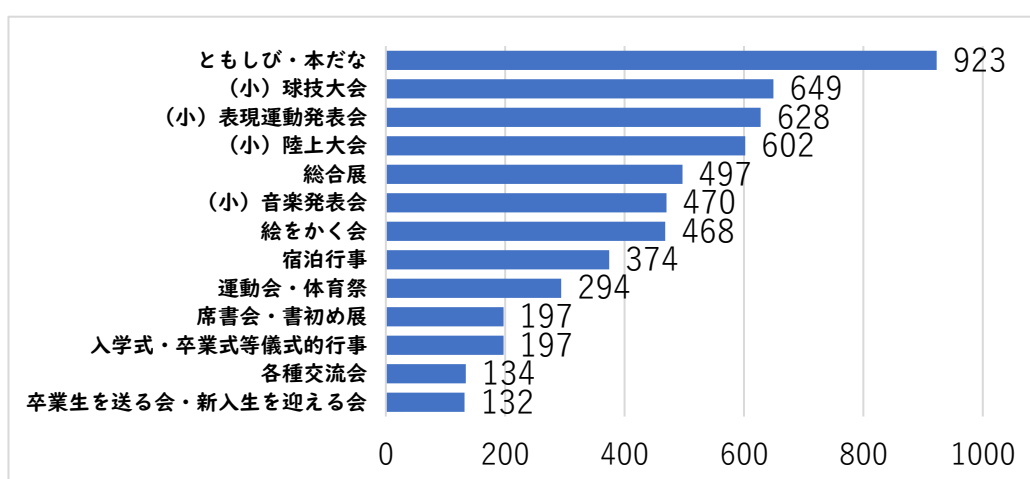


小学校・中学校ともに、教員業務支援員の配置を希望する回答が上位を占めていることがわかります。その他に、小学校は「専科非常勤講師（家庭科、図工、体育、外国語）」「理数サポーター・理科サポーター」が、中学校は「部活動指導員」「教員業務支援員」が配置希望の上位となりました。小学校は、高学年における教科担任制を導入するうえで、より専門的な教科指導のためのスタッフを希望する傾向がありました。中学校は、部活動指導に関するアンケートでも、負担に感じている職員が一定数いることから、負担感解消のための希望が多く見られました。

（５）業務・行事の見直し

学校と教育委員会とで見直しを進めてほしいと考える項目について、アンケート調査を実施しました。

見直しを進めてほしい行事（小学校）

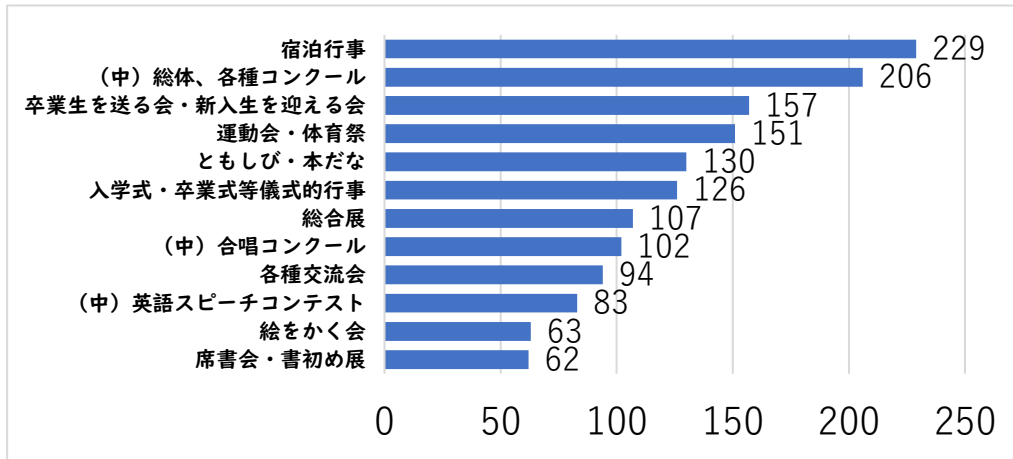


行事の見直し(小学校)

小学校で見直しを進めてほしい行事の最上位は、ここ数年変わらず「ともしび・本だな」でしたが、「本だな」に関わる読書感想文の掲載点数を令和6年度より県読書感想文コンクールへの出品作品のみとするるとともに、各校からの出品についても任意としています。これにより、図書主任の作品校正にかかる業務時間や出張件数を削減し、負担軽減できる見込みです。

次いで、球技大会、表現運動発表会、陸上大会が上位にランクインしました。これらについては、「小学校各種体育大会検討委員会」を設立し、大会の在り方、練習時間以外の時間の見直しや、子どもたちの教育効果について引き続き協議をしていきます。

見直しを進めてほしい行事（中学校）



行事の見直し(中学校)

中学校では、「宿泊行事」「総体、各種コンクール」「卒業生を送る会・新入生を迎える会」「運動会・体育祭」「ともしび・本だな」が見直しを求める上位となりました。

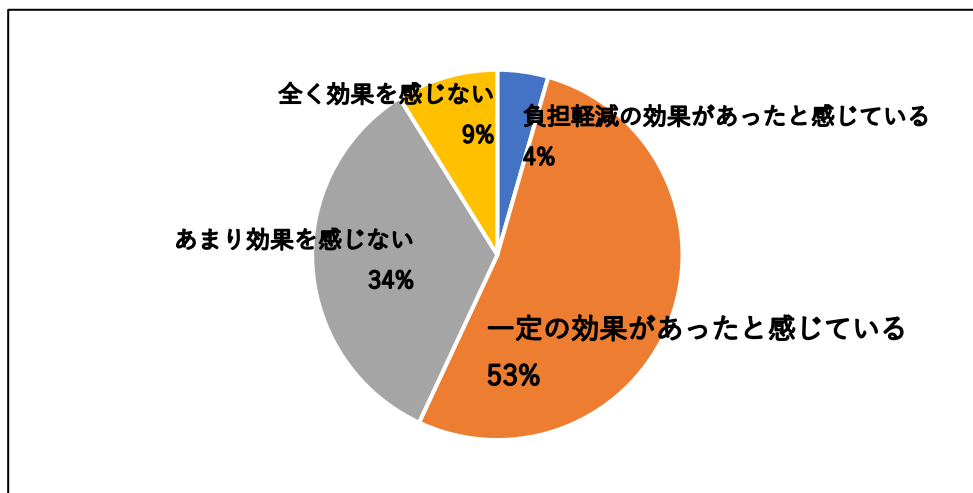
時間外在校等時間の削減を目指している中で、「宿泊行事」は通常の勤務時間を超えて業務を行うことになり、「総体、各種コンクール」も、通常の勤務日ではない土日に行われることが多いため、負担感を感じている職員が一定数いると考えられます。

働き方改革を進める上で大切だと考える項目

	全体	小学校	中学校	高等学校	特支学校
業務の精選・削減・委託	1647	1127	480	4	36
業務の簡素化・効率化	1491	1019	435	4	33
調査・報告の精選	1097	756	322	2	17
文書などのデータの共有化	908	615	276	1	16
出張の精選	831	564	253	0	14
業務分担の平準化	783	518	248	3	14
教材や資料の共有化	767	561	184	2	20
ICT 環境や職場の労働環境の整備	678	454	208	3	13
外部人材の活用	667	443	211	1	12
退勤時刻の徹底	412	265	138	3	6
部活動休養日の徹底	286	57	220	3	6
部活動の活動時間の徹底	282	60	213	3	6

働き方改革を進める上で大切だと考える項目の上位は、「業務の精選・削減・委託」「業務の簡素化・効率化」「調査・報告の精選」となりました。以下「文書等のデータの共有化」「出張の精選」「業務分担の平準化」などがあげられました。上位を占める項目のうち「調査・報告の精選」は「調査文書等削減プロジェクト」、「文書などのデータ共有化」は「全庁フォルダでの共有」など、すでに運用を開始している取組もあります。

学校における働き方改革の取組による負担軽減への効果について



半数以上の職員が、学校における働き方改革の取組による負担軽減への効果について、「効果があつた」と感じていることがわかります。ただし、「効果を感じていない」と回答している教職員が4割以上という結果のため、効果を感じていない理由を記述してもらっています。以下に、主な意見をまとめてみました。

【参考】

学校における働き方改革の取組が業務の負担軽減とならない理由

(回答の対象は、業務負担軽減への効果が「あまり効果を感じない」「全く効果を感じない」と答えたもの)

回 答 内 容	回答数
業務の抜本的な見直しができているから。	183
専科や専門スタッフ、補助スタッフは学校規模や実情に応じて配置されているが、担任専属のスタッフや事務・養護・栄養などの一人職を専属でサポートできるスタッフは配置されず、人手不足の解消までには至らないから。	88
職員間の業務格差があり、各々の負担感が変わることにはつながらないと思うから。	71
これまでの業務に加え、保護者対応への多様化や GIGA タブの活用、感染症対策などの新しい業務が増えているから。	63
学校ごとの差が大きいから、千葉市全体としての負担軽減にはつながっていないと思うから。	61
アンケートやレポート、その他の調査等の提出物の見直しが進んでいないから。	31
勤務時間外や週休日や休日の大会を含めた部活動負担が大きい。部活動ガイドラインの遵守について個々や学校ごとの差があるから。	24

子どもたちが学校に滞在する時間が変わるわけではないから。	22
コロナ禍で中止や縮小されてきた学校行事や出張が、 コロナ前と同様な規模で復活 してきたから。	17
まだまだ「遅くまで残っていることが頑張っていること」という感覚が根強く残っていると感じるから。	9
学習システム・校務システム・CHAINS・GIGA タブと4つのシステムにそれぞれ必要な情報が入っていることで、業務をスムーズに進めることができないから。	9

「業務の見直しができていない」「職員間に業務格差がある」「新しい業務が増えている」など、業務の量や平準化が課題であると回答している教職員が多く見られました。

5 プランの目標

(1) プランの目標

教職員一人一人の心身の健康保持を実現し、
いきいきと教育活動が行えるようにする
～意識を変える・働き方を変える・未来を拓く～

学校における働き方改革を進めていくためには、「働き方改革＝意識改革」であるという考えのもと、プランの取組により、教職員一人一人が心身ともに健康な状態でいきいきと教育活動を行うことができるようにすることを、本市の働き方改革の目的とします。(前プランの目標を維持)

また、自ら意識をもって働き方を変えていくことで、子どもたちや自分自身の未来を変えていけるよう、学校・家庭・地域・行政の4者で働き方改革に取り組んでまいります。

(2) 数値目標

ア 最終目標

教職員の時間外在校等時間が「1 か月 45 時間」を超えないこと

校務をつかさどる校長及び服務監督権者である教育委員会は、時間外在校等時間の上限である45時間／月を超えないように、業務量の適切な管理を行うことが求められているため、上記の目標を最終目標とします。

<対象を教員→教職員へ>

※プラン作成当初は、対象者を教員（教諭・主幹教諭・養護教諭・栄養教諭）の時間外在校等時間を目標としていましたが、前プランより、対象を教職員（校長・副校長・教頭・主幹教諭・教諭（教務主任・講師含む）・養護教諭・栄養教諭・栄養士・学校事務職員・実習助手・技能員）としています。

＜時間外在校等時間の上限について＞

時間外在校等時間の縮減の実効性を強化するため、令和元年12月に公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法）が一部改正され、文部科学大臣が、教育職員の健康および福祉の確保を図るための「指針」を定める規定が設けられました。（7条）これにより、令和2年1月、文科省告示「教育職員の業務量の適切な管理等に関する指針」が策定されました。

千葉市においては、令和2年3月に、公立学校の教育職員の時間外在校等時間の上限に関する方針等の作成を行い、「時間外在校等時間の上限を1ヶ月45時間、1年間360時間以内、児童生徒等に係る通常予見できない突発的な業務等特別な事情が生じた場合の上限時間の設定をしています。

イ プラン3年間での目標

①月平均45時間を超えない学校の割合を毎年度4ポイント増加

	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年
目標	66%	70%	74%	78%	82%	86%
実績	77%	83%	—	—	—	—

※将来的にはすべての学校で、時間外在校等時間の月平均が45時間を超えない

②時間外在校等時間が月80時間を超えている教職員の割合を毎年度1ポイントずつ低減

	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年
目標	3.7%	2.7%	1.7%	0.7%	0%	0%
実績	3.3%	3.0%	—	—	—	—

※1ポイントずつ低減し、将来的にはゼロに

③教職員のストレスチェックによる総合健康リスクを全国平均より良好な状況を維持

	小学校	中学校	高等学校	特別支援
令和4年	84	87	91	92
令和5年	82	89	103	85
令和6年	80	86	98	80

※ストレスチェックの全国平均を100として、低い数値を維持

プランの計画期間の3年間で、全ての学校における時間外在校等時間の平均が45時間を超えないことを目指し、その割合が毎年度4ポイントずつ増加するよう継続して取り組みます。

また、教職員の心身の健康保持のため、過労死ライン（月80時間）を超えて勤務を行う教職員の割合を低減させ、将来的に0を目指すこと、ストレスチェックでの健康リスクが全国平均と比較して良好な状況を維持することも目標としていきます。

6 実行プログラム（5つの柱）と具体的な取組

（1）実行プログラムと具体的な取組

これまでの働き方改革プランでは3つの基本方針のもと、基本的な施策を実行していました。

プランの目標を達成するため、前プランの3つの基本方針から次の実行プログラム（5つの柱）に基づいて具体的取組を進めます。

柱1 業務の精査

⇒ 学校・教職員が担う業務の適正化

柱2 外部人材の活用

⇒ 「チームとしての学校」実現のための外部人材の活用推進

柱3 負担軽減・業務の効率化

⇒ 負担軽減・業務の効率化を図るための教職員の支援体制構築

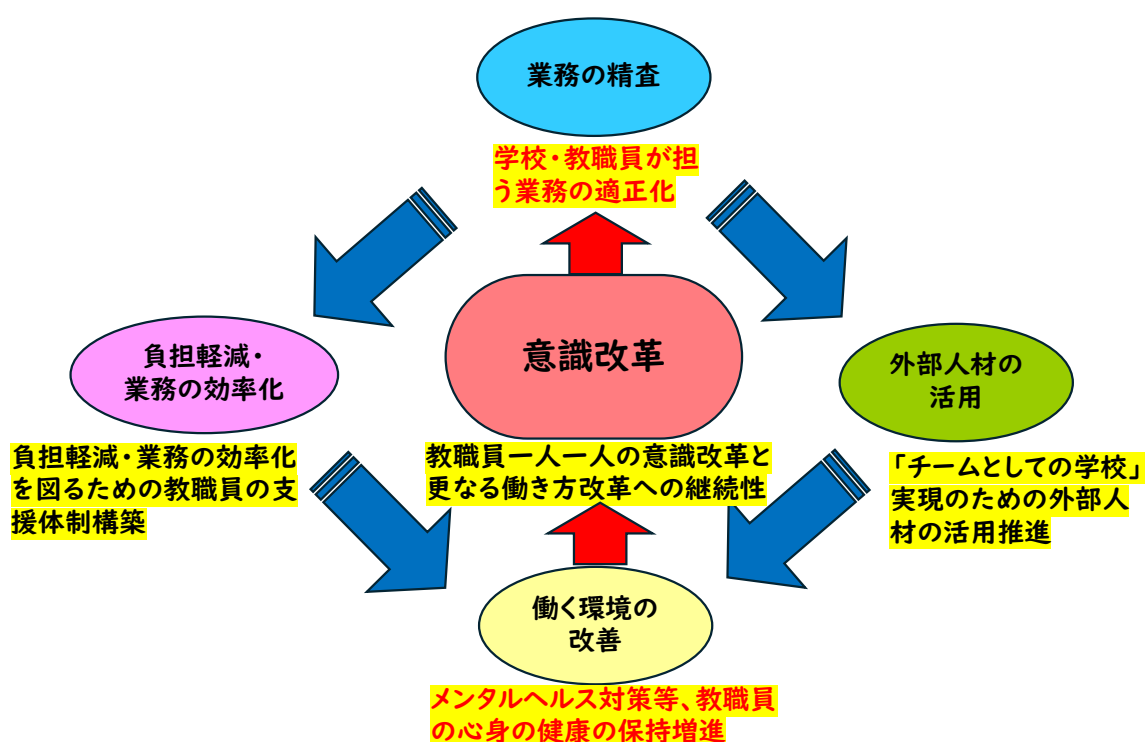
柱4 働く環境の改善

⇒ メンタルヘルス対策等、教職員の心身の健康の保持増進

柱5 意識改革

⇒ 教職員一人一人の意識改革と更なる働き方改革への継続性

実行プログラム（5つの柱）



柱1 業務の精査 学校・教職員が担うべき業務の精査

学校や教職員が必ずしも担う必要のない業務を精査し、地域人材や民間事業者の活用等を含め対応策を検討するなど、学校・教職員が担う業務の適正化を図ります。

学校教育の質の向上のため、学校・教師が担う業務の適正化を一層推進することが必要となることから、教育委員会と学校とが連携して、学校・教師が担う業務に係る3分類に基づく業務適正化の徹底を図ります。

このために、教職員への働き方改革についてのアンケート結果を参考に、教職員の負担感の軽減を図れるよう、業務・行事の積極的な見直しを行います。また、保護者や地域の方々にこれらの取組を周知し、理解を得られるよう努めていきます。

ア 業務・行事の見直し

<見直しの考え方>

ICTや専門スタッフ等を活用して業務の効率化を強力に進めるとともに、学校行事については、コロナ禍を契機とした新たな取組も踏襲するなどして、教職員の時間外在校等時間が月に45時間を超えない範囲で実施可能なものとなるよう見直しを行っていきます。

①業務の見直し

- ・ICTや専門スタッフの活用等による業務の効率化
- ・教育委員会への提出文書等の精選と調査回答方法の簡略化
(調査等文書削減プロジェクトの実施)

②行事の見直し

- ・入学式・卒業式といった標準的に実施する学校行事
コロナ禍において工夫した経験を活かし、引き続き負担軽減策を検討します。
- ・その他の行事・取組

時間外在校等時間の削減の状況に照らし、教育的効果を踏まえたうえで、優先的に実施すべきものを精選するとともに、負担軽減策を検討します。

イ 部活動の負担の適正化

部活動は、学校教育の一環として、学習指導要領に位置付けられた活動である一方で、法令上の設置運営の義務はなく、必ずしも教師が担う必要のない業務と位置付けられています。

教職員へのアンケート結果(前掲)からも、意欲的に部活動指導に携わっている教員も一定数見られるものの、多くの教員が部活動の指導を負担に感じている状況が伺えます。このため、持続可能な部活動と学校の働き方改革の両方を実現させるための検討が求められています。

本市では、国が定める令和5年度から令和7年度までの部活動の地域移行に向けた「改革推進期間」において休日部活動の完全地域移行に向けた実証事業を実施していきます。

令和6年度は40校80部活動を対象、令和7年度はすべての中学校(54校)で実証事業を行います。学校部活動の維持が困難となる前に、学校と地域との連携・協働により、生徒の活動の場として整備していくものです。少子化が進む中、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保できるよう、在り方を検討しています。今後は、平日の部活動や部活動単位で出場している各種大会についても、その在り方を含め検討をする必要があります。

このほか、教職員の負担軽減のため、
ウ 庶務事務システムの導入
エ 水泳指導の民間スイミングスクールへの委託化の促進
について検討を進めます。

柱2 外部人材の活用 外部人材の効果的な活用

「チームとしての学校」を実現するため、外部専門家等の専門スタッフや、教員業務支援員、ステップルームティーチャー、教頭マネジメント・サポーター、その他外部人材の活用を推進します。

- ・ 外部人材を効果的に配置することによって、教職員の負担軽減につなげられるよう取り組んでいきます。
- ・ 保護者や地域の方々に対して、学校における働き方改革の取組を周知し、地域人材の協力を仰げるよう環境整備に努めていきます。

柱3 負担軽減・業務の効率化 負担軽減・業務の効率化の検討

教職員の負担軽減・業務の効率化を図るため、教育委員会等に対する提出文書及びメールの精選、配付文書の削減、出張の見直しなど、学校問題解決のための支援体制を構築します。

- ・ 教職員の意識改革を図り、長時間労働を是正するとともに、教職員の健康保持を実現します。
- ・ 負担軽減・業務の効率化が教職員の働き方に与える影響をはかるため、時間外在校等時間の正確な記録によって、教職員の業務量の把握に努めるとともに、過重労働が常態化しないように努めます。

柱4 働く環境の改善 教職員の働く環境の改善

奨学金返還サポート事業など、教員人材の確保に向け、大学・民間企業等と連携して、取組を推進します。

- ・ メンタルヘルス対策等、教職員の心身の健康の保持・増進を一層推進します。
- ・ 教育の質の向上や教職員のモチベーション向上を目指します。

柱5 意識改革 意識改革・風土改革

働き方改革の取組を効果的に進めるため、教職員一人一人の意識改革と保護者・地域社会の理解促進を強化します。

(2) 具体的な取組

業務の精査 学校・教職員が担うべき業務の精査

ア ICT の活用による業務の効率化【各課】

①会議、研修、各種調査・連絡のオンライン化・ペーパーレス化の促進

教育委員会の取組【各課】	学校の取組
・移動時間だけでなく、会場の設営や資料準備などの負担軽減も可能であるため、協議など対面での実施が必須である場合を除き、WEB会議やオンデマンドでの研修を積極的に活用する。 ・各種調査・回答については、調査等文書削減プロジェクトにより、調査文書の精選、回答方法の簡素化・オンライン化を促進する。	・打ち合わせ、会議は第3次CABINET 端末やギガタブを活用し、ペーパーレス化を進める。 ・内容が重複する委員会からの調査項目について、改善を促す提案・要望を行う。

②デジタル教材等の作成・活用の促進

教育委員会の取組 【教育指導課 教育センター】	学校の取組
・デジタル教材等の活用による取組好事例の格納数を増やし、ブロック研修会等での活用を積極的に促す。	・文科省によるデジタル教科書の導入に向けた実証研究に取り組む。 ・第3次CABINET システム導入後も、引き続き、デジタル教科書やAIドリル等の活用を図る。

③保護者向け文書についてもオンラインを活用した配付を促進

教育委員会の取組【学事課】	学校での取組
・引き続き、「すぐー」を活用した文書配付を推進し、活用事例について各学校への周知を行う。 ・配信に際しての管理者の負担を軽減する。	・保護者向け文書の配付について、「すぐー」の活用を進める。 ・活用にあたっては、配信権限を持つ職員の業務負担の平準化にも配慮する。

④全国教員研修プラットフォームシステムの活用

教育委員会の取組【教育センター】	学校での取組
・教育委員会で開催する研修について、プラットフォームシステムを活用し、印刷業務を軽減する。	・プラットフォームシステム内のデータを適切に管理・職員間で共有し、印刷の負担軽減を図る。 ・研修の受講申し込み、研修履歴記録、資料活用を適宜行う。

⑤週案の電子化

教育委員会の取組【教育指導課】	学校での取組
・小学校では電子化済 ・中学校の週案は継続して冊子を使用する。	・中学校の週案は、従来どおり冊子を使用していく。

⑥CABINET、CHAINS、ギガタブの連携

教育委員会の取組 【教育改革推進課、教育センター】	学校での取組
- 第3次 CABINET の導入により、3つのシステムの連携の仕組みや利点の再周知をする。 - 運用ルールの再周知を目的とした研修を実施する。	校内での新しい運用ルールを定めて周知する。

⑦教職員の ICT リテラシーの向上

教育委員会の取組【教育センター】	学校での取組
- 活用事例集および活用補助資料を作成し、学校に共有する。 - ICT リテラシーの向上に関する研修を実施する。	- 活用事例集および活用補助資料を校内で共有する。 - 校内研修を実施する。

採点業務の自動化

中等教育学校・高等学校での取組の紹介

稲毛国際中等教育学校では、令和4年度から年4回の定期試験を年8回程度の単元テスト（1教科25分程度）に変更し、併せて採点をパソコンで行うシステムを導入しています。パソコンで採点作業を自動化するだけでなく、最終的には個々の生徒がギガタブ上で自分の採点結果を確認できるようにすることで、採点業務時間の削減だけでなく、印刷代や用紙代の削減効果も期待できる取組となっています。

【稲毛国際中等教育学校の教諭の時間外在校等時間（月平均）】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
時間外在校等時間（月）	39	42	34	33

令和6年度からは、千葉高等学校でも同様のシステムを導入しています。今後は、他校種での導入についても、検討を開始したいと考えています。

イ 業務の精選【重点的な取組】

教職員の負担感が大きく、見直しにより大きな効果が見込まれる次のような業務については、市全体で見直しを図り、効果的な取組に結びます。

また、保護者や地域の方々にも働き方改革の取組の一環として、見直しへのご理解をいただけるよう周知に努めます。

①通知表の所見【教育指導課】

（考え方の指針）

- 保護者面談等により、児童生徒の伝えるべき学習・生活状況を漏れ落ちなく保護者に確実に伝えていけると判断できる場合には、教職員の負担軽減のため学校長の裁量により所見のない様式の選択も可能である
- 様式を変更する際は保護者へ周知すること

②夏休み期間中の水泳指導時間の削減（小学校） 【保健体育課】

年度	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
実施校数	10校	8校	2校	0校

【見直しの必要性和教育への影響】

- ・ 正規の体育学習にプラスして、夏休み期間中に泳力に特化した指導を実施していた。見直しにより教育の水準が損なわれないよう、学習指導要領の水泳指導の時間数は正規の授業で確保する
- ・ 夏休み期間中に水泳指導を行う学校は、徐々に減少しており、令和6年度はゼロとなった（考え方の指針）
- ・ 授業内での水泳指導の充実を図るよう、各学校に周知する
- ・ 夏季休業中の登下校の安全確保や熱中症対策、教職員の過重労働のリスク等を鑑み、引き続き夏季休業中の水泳指導は可能な限り控える
- ・ 実施に当たっては、教職員の過重労働が生じないよう、各学校の在校等時間の状況を考慮する

③定期試験採点時間の確保（中学校・高校） 【教育指導課・教育改革推進課】

（考え方の指針）

- ・ 各学校において、教職員の過重労働が生じないよう、教職員の在校等時間の状況を考慮した上で、定期試験採点時間の確保について工夫する

【学校での取組例】

- ・ 定期テスト実施日は全ての部活動中止
- ・ 定期テストを2日間で実施
- ・ テスト返却日を設定
- ・ テスト採点のための時間を確保

外部人材の活用 外部人材の効果的な活用

ア 教職員の配置の適正化・専門スタッフ等の配置による負担軽減

【教育職員課・教育指導課・保健体育課・学校】

①教頭・教務主任への業務支援 【教育職員課】

教頭・教務主任の事務負担が大きく、過重労働となりがちな現状に鑑み、教育課題を抱える学校について教頭複数配置の継続、令和6年度より教頭マネジメント・サポーターの配置、教頭・教務主任の業務を軽減するための主幹教諭の配置を進めるとともに、校務分掌の見直しを図ります。

②「専科教員」の活用、教科担任制（交換授業）の促進 【教育職員課・教育指導課】

授業の質の向上と教員の負担軽減（持ちコマ数の軽減等）を図る観点から、専科教員や小学校教科担任制のための加配教員の配置、小小・小中連携のための加配教員の兼務配置を積極的に進め、学校の実情に応じて学級担任間の授業交換も組み合わせて教科担任制を促進します。また、これまでの計画の進捗状況を把握し、必要に応じて計画の見直しを行い、適正配置に努めます。

③「部活動指導員」「民間指導者」の派遣【保健体育課】

競技経験がなく専門的な指導ができないなど負担を感じている教員が顧問となっている部活動について、地域移行も見据え、部活動指導員や民間指導者を配置し、教員の負担軽減及び生徒への専門的な指導ができる環境を提供します。また、人材バンクへの登録を促進するため、各大学へのアプローチなどを行い、登録者のさらなる上積みを図ります。さらに、部活動指導員等を対象とした研修を実施し、指導の質の向上を目指します。

④「教員業務支援員」の活用【教育職員課・各学校】

現在全校配置している教員業務支援員について、従事できる業務の精査や引き続き全校に配置できるように、効果検証等を実施します。その結果を踏まえて、「必ずしも教員が行う必要のない業務」の一部を担うことにより、教員が児童生徒と向き合う時間の確保に大きく寄与していることから、「学校における働き方改革」に不可欠な人材として、配置を継続し、教職員の負担軽減に努めます。

イ 中学校免許外教科指導の解消【教育職員課】

非常勤講師配置の拡充や複数免許所持者の増員、複数校兼務発令を進めます。また、免許状認定講習の受講推進など、免許外教科指導の削減に向けて取り組みます。

ウ 休職等による欠員の補充【教育職員課】

年度途中に産育休を取得する教職員の代替教員を速やかに配置できるように取り組みます。また、産・育休代替教師の安定的確保のための加配定数を活用し、5月1日から7月31日までに産育休取得見込み者の代替教員を4月の年度当初から配置します。さらに、千葉市独自に4月中に産育休を取得する者の代替教員も4月2日から配置する取り組みを行っています。なお、養護教諭・学校事務職員・学校栄養職員についても同様の対応をしています。

エ 地域の人材活用による教職員の業務支援【学事課】

学校支援地域本部推進事業と連携して、働き方改革の取組について保護者や地域の方々へ周知します。

学校支援地域本部の設置：令和6年度は95校に設置（毎年度10校増設の予定）

負担軽減・業務の効率化 負担軽減・業務の効率化の検討

ア 学校行事等の精選や見直し

標準的に実施する学校行事

①入学式・卒業式への来賓招待【学事課】

（考え方の指針）

- ・来賓の招待については、地域の状況などを勘案して、各学校で検討し実施するものとする

②式次第の簡素化・練習時間の削減・会場設営の簡素化【学事課】

（考え方の指針）

- ・実施に当たっては、教職員の過重労働が生じないよう、在校等時間の状況を考慮し、負担軽減策の検討を行うこと

例）・入学式・卒業式の練習曲・練習回数の見直し、会場設営や祝電披露

その他の学校が関わる行事

①発表会（音楽・英語・その他の表現活動）の運営等の簡略化 【教育指導課・保健体育課】

【見直しの必要性和教育への影響】

学校内では、各種発表会へ向けての児童生徒の練習や発表会のおよびその準備、担当者の打ち合わせなど負担が大きい。運営上の負担を軽減するために活動の簡略化を図る

（考え方の指針）

- ・音楽発表会は小中ともにホールで発表会を開催する。発表内容を日頃の音楽学習の成果とし、特別な練習は必要としないようにする
- ・表現運動発表会は、参集で実施する
- ・打ち合わせのオンライン化を積極的に行う

②絵をかく会【教育指導課】

【見直しの必要性和教育への影響】

本来は、指導計画内で取り組むべきものであり、時数内で仕上がるように指導を工夫することも可能。令和6年度は、市内164校中118校で実施

（考え方の指針）

- ・教科主任会や教育課程研究協議会において、各学校での裁量において工夫して実施することを周知する
- ・各校の実情や地域の環境等に応じて、題材を選択することや実施時数を図工や美術の指導時数に組み入れてよいことなど、工夫して実施するように周知する

③ともしび・本だな【教育指導課】

【見直しの必要性和教育への影響】

- ・読書感想文「本だな」は、本市の年間指導計画にはない読書感想文の指導を行わなければならない、学校全体に負担がかかる。また、役員は文集作成に向けた審査・校正作業が何度もあり、出張の回数が多く、本来業務が疎かになってしまうという懸念があることから、活動の見直しを行い負担の軽減を図るべきである
- ・国語科の学習では、年間計画に沿って読んだ感想を伝え合ったり書いたりする学習が位置付けられている。国語の授業や学校図書館指導員による読み聞かせなどにより、図書に触れ、読書習慣を育成できる

（考え方の指針）

- ・ともしび、本だなは合本し、本だなについては自由応募として、教員の負担を軽減する
- ・出品作品や掲載作品の精査等を行い、「ともしび」「本だな」に係る教員の負担軽減を図る
- ・購入の際に、入金システムをオンライン決済に移行することで、校内での集金業務や役員の事務作業の軽減につながった

④（小学校）陸上大会・球技大会の練習時間【保健体育課】

（考え方の指針）

- ・特設クラブは勤務時間内で練習すること、児童・教員の過度な負担とならないようにすることを、校長会で周知した
- ・令和6年に小学校各種大会検討委員会を設立し、7月に実施した教職員向けアンケート結果等を分析し、子どもたちの教育効果について協議をしている
- ・検討委員会での内容を踏まえ、開催方法等を検討していく

イ 部活動の負担の適正化

①部活動指導員/民間指導者派遣 【保健体育課・教育指導課】

専門性のない教員が顧問となっている部活動等に部活動指導員/民間指導者を配置します。

部活動指導員	令和6年度	47名を配置 (R6.6.1現在)
民間指導者派遣	令和6年度	52名を配置 (R6.6.1現在)

②部活動数の精選【各学校・保健体育課・教育指導課】

学校規模に応じ計画的に部活動数を見直し、学校全体で教員の負担軽減を図ります。

③活動時間の適正化【各学校における取組】

部活動ガイドラインの遵守、顧問の複数化・参加する大会等の精選等を行い、部活動指導による恒常的な長時間勤務の負担を軽減します。

④休日部活動の地域展開（移行）【保健体育課・教育指導課】

まずは部活動の休日の活動を、地域クラブでの活動に移行し、休日の指導を望まない教職員が、部活動指導に従事しなくてもよい環境を構築します。

⑤平日部活動の地域クラブ移行への検討【保健体育課】

国の方針に基づき、部活動の平日の活動についても、地域クラブへ移行することについて検討を行い、教員の負担軽減を図ります。

⑥教員の兼職兼業に関する整理【保健体育課・教育指導課・教育給与課】

令和6年1月に「地域クラブ活動に従事する際の営利企業等従事許可」が通知されました。これにより、地域クラブの指導に従事したいと考える教職員が従事しやすくなる環境づくりを行うことができます。

ウ 庶務事務システムの導入による業務の効率化【教育給与課】

令和5年度に策定された「千葉市内部事務系システム最適化基本方針（令和6年度改定）」において、令和12年度から導入されることが位置付けられました。

庶務事務システムの導入により教職員の業務負担軽減が図れるよう、引き続き情報システム部門および関係部門と連携して進めてまいります。

エ 水泳指導の民間スイミングスクールへの委託化の促進【保健体育課】

令和6年現在の民間スイミングスクールの施設を利用した水泳授業委託校の拡充を目指します。インストラクターを派遣している2校を維持します。（令和6年度13校）

オ 行政による学校問題解決のための支援体制の構築【教育支援課】

学校で発生するさまざまな問題について子どもの利益を念頭に置き、スクールロイヤー等、専門家の見地から学校に助言します。

働く環境の改善 教職員の働く環境の改善

ア 教職員の働く環境の改善

①出退勤管理システムを活用した在校等時間の適正な把握

【各学校、教育職員課、教育給与課】

時間外在校等時間は、年々改善傾向にあり、令和5年度は月平均37時間となりました。引き続き教職員がストレスなく働ける環境づくりを進めるため、出退勤管理システムの適正な使用を呼び掛け、教職員の在校等時間の客観的な把握に努めます。また、正確な記録のために管理職によるフォローを確実に行ってまいります。

※教職員の毎月の在校時間報告では、週休日の在校等時間を適切に記録していない教職員が見られます。すべての教職員の心身の健康をはかるためにも、在校等時間を正確に記録するよう周知・定着を図ります。

②休暇・休業の取得促進【各学校、教育職員課、教育給与課】

年次有給休暇や男性教職員の育児休業取得促進に向け、管理職に対し職場の雰囲気作りなどを働きかけていきます。

③教職員のメンタルヘルス対策の促進【各学校、教育給与課】

メンタルヘルス研修やストレスチェック、産業医面談（過重労働対策・復職支援）など、これまでの取組を継続していきます。

文部科学省のメンタルヘルス対策実証事業の結果検証をするとともに、その後の対策について検討していきます。

意識改革 意識改革・風土改革

①保護者や地域への啓発【企画課、教育職員課】

教育だより等を活用し、各学校での現状や取組の様子を保護者や地域に周知していきます。

②管理職の助言・指導による長時間労働の是正【教育職員課、教育給与課】

人事考課協力者説明会や職階別研修等を活用し、被考課者を対象とした説明会を実施します。人事考課者研修会での周知に加え、「人事考課だより」の発行や被考課者研修会で、適正な働き方について呼びかけを行います。

③目標申告制度等による在籍職員の目標設定【教育職員課、各学校】

校長は、自身の目標申告において、在籍職員のワークライフバランスを加味した内容を盛り込み、職員が年次有給休暇や男性教職員の育児休業が取得しやすい環境づくりに努めます。

④働き方改革取組好事例の紹介【企画課、教育職員課、各学校】

働き方改革の取組好事例を調査し、各学校や他県等での事例を、働き方改革通信で発信し、自校での働く環境の改善に役立てられるようにします。

⑤働き方改革に係る取組状況の公表【教育職員課】

「チーム学校推進委員会」や「働き方改革推進会議」などをとおして、働き方改革に係る取組や進捗状況についての調査・報告を、それぞれの学校に周知します。

教育だよりちば（2023.1）への記事掲載



各学校の取組好事例

- ・出張の際には、なるべく直帰をすすめる
- ・職員会議の資料は印刷せず、データで実施する
- ・毎週水曜日をノー残業デーとしている
- ・朝の出欠不明児への連絡は、担任外の職員が行う
- ・事務処理等が多い月末を短縮日課にする
- ・通知表の所見を面談での説明に代える
- ・学校からの発出文書をできるだけペーパーレスにする
- ・16時30分にチャイムで退勤時刻を意識化させる
- ・学年内交換授業を推奨し、教材研究の時間を短縮する
- ・週に1日、掃除なしの日を設定する
- ・全定期テストを2日間で実施する、返却開始日を設定
- ・合唱コンクールの曲数削減の定着化
- ・部活動の朝練習の廃止

7 着実な推進に向けて

(1) 国への働きかけ

「教育は人なり」と言われるように、学校教育の成否は教師にかかっている。教師は、子供たちの人生に大きな影響を与え、子供たちの成長を直接感じることができる素晴らしい職業であり、教師や友人との学校生活は、卒業後も子供たちの心の中に残り続けるものである。そして、これまで、我が国の学校教育が世界に誇るべき成果を上げることができたのは、高い専門性と使命感を有する教師の献身的な取組によるものであることは言うまでもない。

他方で、子供たちが抱える困難が多様化・複雑化するとともに、保護者や地域の学校や教師に対する期待が高まっていることなどから、結果として業務が積み上がり、教師を取り巻く環境は、我が国の未来を左右しかねない危機的状況にあると言っても過言ではない。

(教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策(提言))

～教師の専門性の向上と持続可能な教育環境の構築を目指して～

令和5年8月28日

中央教育審議会初等中等教育分科会

質の高い教師の確保特別部会

働き方改革をさらに進めるには、近年の業務量の増に見合った教職員定数の見直しはもとより、複雑・多様化する学校での教育課題に向き合い、解決に向けて取り組んでいく必要があります。部活動の地域移行や登下校の見守りなど、これまで教職員が献身的に担ってきた役割の受け皿としての人的支援・制度設計など、国レベルでの抜本的な体制整備が不可欠です。

そのため、今後も引き続き、働き方改革を推進するための国の動向を注視し、迅速に対応するとともに、教職員定数の改善や専門スタッフ等の配置に関する財政的支援などについて、国への働きかけを進めてまいります。

(2) 制度の周知と協力

取組を着実に進めるためには、学校を取り巻く関係者がチーム学校として、一丸となって働き方改革に取り組むことが必要です。

働き方改革の取組を進めることにより、本市の学校が質の高い教育環境を持続的に提供できるよう、プランの改編に当たり、学校・家庭・地域・行政の4者が協力して取組を進められるような体制の構築を目指します。

(3) 進捗管理

働き方改革を実現するためには、計画策定後の進捗管理が重要です。

本プランに基づく取組の進捗を管理するため、「チーム学校推進委員会」において、各学校の時間外在校等時間の状況、各所管において推進するプランの取組項目の進捗状況を、確認していきます。

また、学校現場の教職員から働き方改革の推進に向けた提案を随時受け付けるとともに、各所管課においてそれらの提案を踏まえ、プランの推進に効果的な施策の検討、組織横断的な調整を図っていくこととし、事務局全体で働き方改革の推進を図ってまいります。

本プランの取組は学校教育推進計画にも位置付けられておりますので、学識経験者、関係団体代表、公募委員からなる千葉市学校教育審議会等からも御意見をいただきながら、進捗状況の評価を行っていきます。

8 参考資料

千葉市教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する方針

1 趣旨

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第7条に基づく「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」の趣旨を踏まえ規定した千葉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第8条の4（昭和39年千葉市条例第8号。以下「勤務時間条例」という。）及び千葉市教育委員会職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成元年千葉市教育委員会規則第10号。以下「教育委員会勤務時間規則」という。）第3条の2第3項の規定に基づき、業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置について方針を定める。

2 教育職員が児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に行わざるを得ない業務の範囲

教育職員が児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に行わざるを得ない業務の範囲は、以下の各号に掲げるものとする。

- （1）いじめや学級崩壊等児童生徒の指導上の重大事案が発生した場合
- （2）重大な学校事故等が生じて緊急に対応する場合
- （3）当日中に対処が必要な保護者対応する場合
- （4）学校運営上不可欠な地域対応する場合
- （5）これらに準じる業務であって、緊急に処理することを要する場合

3 大規模災害等への対処

特例業務（大規模災害への対処その他の重要な業務であって特に緊急に処理することを要するものとして、教育委員会が認めるものをいう。以下この項において同じ。）に従事する職員に対し、教育委員会勤務時間規則第3条の2第1項及び第2項に規定する時間又は月数を超えて時間外勤務を命ずる必要がある場合については、これらの項（当該超えることとなる時間又は月数に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。教育委員会が定める期間において特例業務に従事していた職員に対し、これらの項に規定する時間又は月数を超えて時間外勤務を命ずる必要がある場合として教育委員会が定める場合も、同様とする。

4 在校等時間の把握

教育職員の在校等時間（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第7条の規定に基づく指針で規定する在校等時間をいう。以下同じ。）は、出退勤システムにより客観的に日々計測するものとする。また、校外において職務に従事している時間についても、できる限り客観的な方法により計測することとする。当該計測の結果は、5年間、公文書としてその管理及び保存を適切に行うものとする。

5 労働基準法等の遵守

休憩時間や休日の確保等に関しては、労働基準法や勤務時間条例等の関係法令を遵守するものとする。

6 教育職員の健康及び福祉の確保

教育委員会は、教育職員の健康及び福祉を確保するため、以下の措置を講ずるものとする。

- (1) 在校等時間が一定時間を超えた教育職員に対する医師による面接指導の実施
- (2) 終業から始業まで一定時間以上の継続した休息時間の確保
- (3) 教育職員の勤務状況及びその健康状態に応じた健康診断の実施
- (4) 年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得することを含めたその取得の促進
- (5) 心身の健康問題についての相談窓口の設置
- (6) 必要に応じた産業医等による助言・指導の実施、又は教育職員に対する産業医等による保健指導の実施

7 計画及び取組状況の把握

教育委員会は、教育委員会勤務時間規則及び本方針を踏まえ、平成31年1月に策定した「学校における働き方改革プラン」を改訂し、当該計画に基づく各学校等における取組の実施状況を定期的に把握することとする。また、把握した状況を踏まえ、適宜同プランを見直すとともに、在校等時間の長時間化を防ぐための業務の分担の見直しや適正化、必要な環境整備等の取組を実施するものとする。特に、教育職員の在校等時間が教育委員会勤務時間規則に定める上限時間の範囲を超えた場合には、各学校における業務や環境整備等の状況について事後的に検証を行う。

8 方針等の周知

教育委員会は、教育委員会勤務時間規則及び本方針並びに学校における働き方改革に関する具体的な実行計画の内容については、保護者及び市民その他の関係者の理解が得られるよう広く周知を行うものとする。

9 上限時間に係る留意事項

- (1) 校長等の管理職及び教育職員並びに教育委員会等の関係者は、本方針が、教育職員が 上限時間まで業務を行うことを推奨するものと解してはならない。
- (2) 教育職員の在校等時間について形式的に上限時間の範囲内とすることが目的化し、授業など教育課程内の学校教育活動であって真に必要な活動であるものをおろそかにすることや、実際の時間より短い虚偽の時間を記録し、又は記録させることがあってはならない。
- (3) 本来、業務の持ち帰りは行わないことが原則であり、上限時間を遵守することのみを目的として自宅等に持ち帰って業務を行う時間が増加することは、厳に避けなければならない。仮に業務の持ち帰りが行われている実態がある場合には、その実態把握に努めるとともに、業務の持ち帰りの縮減に向けた取組を進めるものとする。

10 補足

この方針に定めるもののほか、実施に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この方針は、令和2年4月1日から施行する。

アンケート集計結果

集計日：2024 年08月01日

様式名	■働き方改革についてのアンケート(教職員対象(調理・用務除く)【※7月30日まで】
回答数	2,047

単純集計項目	勤務先			
回答	小学校(12学級以下)	小学校(13から23学級)	小学校(24学級以上)	
回答数	285	765	296	
回答	中学校(9学級以下)	中学校(10から21学級)	中学校(22学級以上)	
回答数	0	394	77	
回答	高等学校	特別支援学校		
回答数	4	45		

単純集計項目	職 等				
回答	校長	副校長・教頭	教務主任	主幹教諭・教諭(教務主任を除く)	養護教諭
回答数	91	123	102	1,334	95
					48
					80
					174

単純集計項目	1. 在校時間の状況・業務の負担についてお答えください。		
回答	(1)仕事のやりがい	と感じている	やや感じている
回答数	371	907	472
			190
			104

単純集計項目	(2)ひと月あたりの超過勤務		
回答	20時間未満	20時間超～45時間以下	45時間超～60時間以下
回答数	213	606	468
			425
			331

単純集計項目	(3)超過勤務時間について		
回答	減った	変わらない	増えた
回答数	387	905	591
			57
			105

単純集計項目	(4)超過勤務が発生する要因を教えてください。(上位4つまで)						
回答	学校経営	学校行事に係る準備	成績処理・テストの作成	教材研究・授業準備	部活動の指導	児童生徒への対応	保護者への対応
回答数	216	774	529	810	320	495	734
回答	各種会議(職員会議等)とその提案	各種会議(職員会議等)とその提案	校内研修・校内研究	報告書などの文書の作成	提出物等の処理	職員間の打ち合わせ・相談・指導	登下校指導
回答数	348	362	319	673	612	475	34
回答	健康診断(準備、事後処置含む)	感染症(コロナ等)の対応	特になし	その他			92
回答数	82	5	14	132			

単純集計項目	(1)学校と教育委員会で見直しを進めてほしいと考える項目を選んでください。(複数回答)			
回答	入学式・卒業式等儀式的行事	運動会・体育祭	図書会・書初め展	絵をかく会
回答数	338	454	261	537
回答	(小)音楽発表会	(小)表現運動発表会	(小)陸上大会	(小)球技大会
回答数	477	641	618	666
回答	(中)合唱コンクール	卒業生を送る会・新入生を迎える会	(中)総体(駅伝・ダンス含む)、各種コンクール	(中)英語スピーチコンテスト
回答数	124	290	223	95
			629	268
				0

3.部活動についてお答えください。

単純集計項目				
回答	(1)現在、部活動の指導をすることについてどのよう感じていますか。			
	ぜひ引き受けたい	どちらかといえば引き受けたい	引き受けたくない	現在、引き受けていない
回答数	70	130	169	168
				94

(2)部活動の活動時間についての考えをお聞かせください。

回答	長すぎる	どちらかといえば長すぎる	適当である	どちらかといえば短すぎる	短すぎる
回答数	107	178	268	44	23

(3)部活動の指導の分担は適切だと思いますか。

回答	主として自分が指導しているが、他の顧問にも分	主として他の教員が指導しているが、もともと自分も関わりたい	主として他の教員が指導しており、不満はない	そもそも部活動の指導はしたくない
回答数	133	103	26	167
				181

4.専門スタッフについて、ご自身の考えをお答えください。

単純集計項目				
回答	(1)(小学校)専門スタッフの配置	選択肢の結果によって入力条件が変わります		
	教科非常勤講師(家庭科、図工、体育、外国語)	スクール・サポート・スタッフ(教員業務支援員)	図書館指導員	ICT支援員
回答数	1,063	887	455	288
				229
回答	メディカルサポーター	ステッブルームティーチャー		
回答数	18	222		

(2)(中学校)専門スタッフの配置

回答	図書館指導員	ICT支援員	特別支援教育指導員	部活動指導員	免外解消のための講師	学校運営充実のためのスクール・サポート・スタッフ(教員業務支援員)	スクール・サポート・スタッフ(教員業務支援員)	介助員
回答数	193	208	123	295	188	154	406	16
回答	メディカルサポーター	ステッブルームティーチャー						
回答数	9	241						

5.学校における働き方改革の取組の効果等についてお答えください。

単純集計項目									
(1)負担軽減につながった取組について教えてください。(上位4つまで)									
回答	部活動指導員の配置	部活動ガイドラインの設定	地域人材を活用した業務支援	自動応答電話の設置	行事の見直し	スクール・サポート・スタッフ(教員業務支援員)の配置	学校閉庁日の拡充(有給休暇の取得促進)	スクールロイヤーによる学校サポート	
回答数	83	269	21	773		920	1,203	321	21
回答	すぐへの活用	スクールソーシャルワーカーとの連携	スクールカウンセラーとの連携	ギガタブ、CABINET等のICT環境整備	(小学校)専科教員・専科指導のための非常勤講師の配置				
回答数	1,171	30	103	365		555			

(2)学校における働き方改革の取組により、児童生徒と向き合う時間が確保できましたか。

回答	十分確保できた	確保できた	あまり確保できていない	確保できていない
回答数	47	787	987	182

(3)学校における働き方改革の取組により、業務の負担軽減に効果があったと感じますか。

回答	負担軽減の効果があつたと感じている	一定の効果があつたがあまり効果を感じない	全く効果を感じない
回答数	90	1,065	693
			180

単純集計項目	(4)専門スタッフ等の配置によって、負担が軽減したと感じる業務を教えてください。(複数回答)	登下校の指導	登下校の見回り	教育相談	休み時間等の見守り	授業の準備	清掃指導
回答							
回答数	490	74	38	23	118	91	544
回答	提出物のチェックや採点	特に感じない	生徒指導	印刷や製本	配付物仕分け	教室や特別教室等の清掃や整理整頓	掲示物等の環境整備
回答数	0	165	0	1,425	1,044	183	262
6.学校における働き方改革に向けて考えをお聞かせください。							
単純集計項目	(1)ご自身が業務を行うにあたり、退勤時刻等の働き方改革を意識できていますか。	意識できている	どちらかといえば意識できている	あまり意識できていない			
回答							
回答数	331	982	629	95			
単純集計項目	(2)学校における働き方改革に向けた取組について、保護者や地域の理解は得られていますか。						
回答		十分に理解が得られており、今後も協力が期待できる	取組に理解を得られていないが、更なる取組のためには周知が必要				
回答数	141	1,381	502				
単純集計項目	(3)学校における働き方改革を進める上で大切なと考える項目をお答えください。(複数回答)	ICT環境や職場の労働環境の整備	外部人材の活用	教材や資料の共有化	業務の簡素化・効率化	業務の精選・削減・委託	業務分担の平準化
回答							
回答数	678	667	767	1,491	1,647	783	831
回答	調査・報告の精選	部活動の活動時間の徹底	部活動休養日の徹底	文書などのデータの共有化	その他		
回答数	1,097	282	286	908	0		412
単純集計項目	(4)(中学校・高等学校・高等特支)部活動の地域移行						
回答	とても必要	必要	あまり必要とは思わない	必要ではない			
回答数	262	246	117	30			
単純集計項目	(5)学校における業務の見直し・行事の見直し						
回答	とても必要	必要	あまり必要とは思わない	必要ではない			
回答数	1,224	740	60	3			
単純集計項目	(6)ICTの活用による業務の効率化						
回答	とても必要	必要	あまり必要とは思わない	必要ではない			
回答数	859	1,013	156	7			
単純集計項目	(7)庶務事務システムの導入による業務の効率化						
回答	とても必要	必要	あまり必要とは思わない	必要ではない			
回答数	925	878	209	20			
単純集計項目	(8)変形労働時間制の導入						
回答	すぐにでも実施すべき	在校時間の削減が図られてから実施を検討すべき					
回答数	615	1,090	239				
単純集計項目	(9)最後に、学校における働き方改革についてご意見を聞かせください。	意識改革・職場の雰囲気改善	業務の簡素化	業務の精選について	勤務条件等の改善	職員の増員、外部人材による支援	部活動について
回答							
回答数	109	304	369	156	59	922	76
							34



「花のあふれるまちづくり」シンボルキャラクター ちはなちゃん